

長崎県体育施設指定管理者募集要項等に関する質問に対する回答

	質 問 箇 所	回 答
	質 問 内 容	
1	「別添参考資料 令和6年度所要経費一覧（県立武道館）」	施設の運営については、指定管理者の管理運営事項としていることから、支払内訳等の詳細について県へ報告を求めています。そのため、支出項目や内訳について提示できるのは、配付している参考資料のみとなります。
	電気料・水道料金・ガス料金の過去5年のデータ、使用料、使用量をそれぞれご開示いただけますでしょうか。 令和6年度はガス料金が大きく伸びているようですが、何か理由があるのでしょうか。	
2	「別添参考資料 県立武道館備品一覧」と「令和6年度所要経費一覧（県立武道館）」	照明のLED化改修及び既存のエレベーターの改修工事を実施しました。
	この5年間での設備の更新（新規・新設）があったら教えてください。	
3	「別添参考資料 令和6年度所要経費一覧（県立武道館）」	施設の運営については、指定管理者の管理運営事項としていることから、支払内訳等の詳細について県へ報告を求めています。県では電気料金等の効果を検証するためのデータを保有していないことから、提示することができません。
	施設内照明のLED化がなされているようですが、電気料金の減額効果もしくは減額の見込みはいかほどでしょうか。	
4	「別添参考資料 令和6年度所要経費一覧（県立武道館）」	施設の運営については、指定管理者の管理運営事項としていることから、支払内訳等の詳細について県へ報告を求めています。そのため、支出の詳細について提示できるのは、配布している参考資料のみとなります。
	令和7年1月から3月または直近までの電気料を昨年対比でお示しいただけますでしょうか。	
5	「別添参考資料 令和6年度所要経費一覧（県立武道館）（県北トレーニング室）」	昨今の社会情勢に応じて、値上げがあると見込まれるものについては、予算計上を検討してください。 県北トレーニング室の光熱水費等については、別添参考資料6－④記載のとおりです。
	佐世保市の水道料金が令和8年度より約3割（27.5%）値上げと予定されていますが、武道館はその分を見込んで予算化をすべきでしょうか。 また県北トレーニング室は令和6年度水道料金が0となっていますが、今後も0ということでしょうか。	

	質 問 事 項	回 答
	質 問 内 容	
6	「募集要項 7 指定管理者と県又は県教育委員会のリスク分担」表中「法令の変更」「施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更」	最低賃金の改正は「物価変動」の人件費として考えるため、「法令の変更」には含まれません。 「施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更」は、消費税率の変更や、法令点検に関する改正等を想定しております。
	法令の変更に伴うリスク分担について、最低賃金の改正は法令の変更に含まれますか。また、「施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更」とはどのような法律の変更を示すのか具体的にご教示ください。	
7	「募集要項 3 指定管理者が行う管理の基準」(3) 公平性の確保	お見込みのとおりです。
	公平性の確保について、施設の予約を優先利用の「県主催等の公共性の高いものについては、優先的な利用を確保」とありますが、それ以外の予約の優先順位については、指定管理者が許可の判断をするとの認識でよいのかご教示ください。	
8	「募集要項 2 施設の概要等(2) 施設の構成 ◎長崎県立武道館」	提案は可能ですが、利用料金は指定管理者指定後に関係部署の意見や類似施設の同種料金との比較等を踏まえ決定するため、提案どおりの金額にならない場合があります。
	利用者が施設利用目的以外で駐車場(1階駐車場及び武道館前屋外駐車場)を使用する場合、例えば各種大会等での売店設置等の申請があった場合、指定管理者で駐車場の利用料金を設定し、利用者から徴収することは可能かご教示ください。	
9	「募集要項 1 2 指定管理者の指定の申請(3) 付属書類⑤法人等の組織及び運営状況を記載した書類又は諸規定等」	主に、法人が作成する書類の一部で、事業報告等に係る提出書類の「運営組織及び事業活動の状況の概要」、「法人の基本情報及び組織」、「法人の事業内容」などを想定しております。
	運営状況を記載した書類とは具体的にどのようなものを指すのかご教示ください。	

10	「募集要項 10 管理運営経費等 (2) 負担金の精算等 ②減免利用にかかる利用料金」	過去にそのような事例はありません。 特別な事情については、募集要項10(2)②に記載のとおりです。
	特別な事情について過去の事例、もしくは具体的な例があればご教授ください。また、特別な事由とは誰が判断するのかをご教示ください。	
11	「募集要項 3 指定管理者が行う管理の基準(1) 開場日」	事業計画書の提出後、県と指定管理者で協議を行い、協議が整い次第、県が承認します。 過去の事例として、設備点検や設備更新により施設の利用ができない場合に臨時休館または時間単位での休館を行った事例があります。
	休業日を事業計画書で提案した場合、協議は何時行われ、承認は何時行うのか。また、やむを得ない事由とあるが、過去にどのような事由があったのかご教示ください。	
12	「募集要項 3 指定管理者が行う管理の基準(5) 利用料金」	期間内における利用料金変更の申し出は可能です。ただし、その場合においても、最終的な利用料金は、県と指定管理者が協議のうえ、県が承認することになります。
	5ヶ年間の指定管理期間内において、数回の利用料金の変更は可能かご教示ください。	
13	「募集要項 3 指定管理者が行う管理の基準(5) 利用料金」	現行の利用料金との比較です。 利用料金については、昨今の社会情勢を踏まえ、管理運営に必要な経費の一部を反映させてください。 利用料金に関する均衡の判断基準については、評価に関わる部分なので、明示できません。
	ここでいう均衡とは、現在の利用料金との比較なのか、今後類似施設の料金の上昇率を加味して比較としてよいのか。また、比較してその差がどの程度なら均衡がとれていると判断されるのかご教示ください。	
14	「募集要項 3 指定管理者が行う管理の基準(5) 利用料金」	募集要項3(5)に記載のとおりです。
	協議は何時行われ、承認は何時行うのか。 「最終的な利用料金」の決定は、申請したのち何時時点になるのか。	

15	「募集要項 4 指定管理者の指定（予定）期間（1）」	県北トレーニング室の指定期間が変更された場合の県負担金については、県と指定管理者との協議のうえ定めることになります。
	県北トレーニング室の指定期間が変更された場合、その後の管理運営経費の県負担金上限額はどのようなものか。 変更された場合でも現上限額がそのまま適用されるのか。または、県北トレーニング室と県立武道館で按分されるのであれば、その割合をご教示ください。	
16	「募集要項 8 業務の運営と組織」 ここに記載の「再雇用を希望した場合」とは、定年後の再雇用の場合なのか、指定管理事業者の変更に伴う前事業者の職員を新事業者が雇用することを指すのかご教示ください。	募集要項記載の内容は、後者を想定しております。